

四国中央市プラスチック資源の分別回収・ 再商品化に係る情報提供依頼（R F I）

実施要領

令和 7 年 10 月

四国中央市

目 次

第 1 情報提供依頼の目的	1
第 2 条件	1
1 計画収集量（見込量）	1
2 回収方法	1
3 中間処理・再商品化場所	1
4 想定する事業スキーム	1
5 民間事業者までの運搬方法	2
第 3 情報提供依頼の内容	2
1 情報提供依頼の対象事業者	2
2 情報提供依頼の項目	2
3 情報提供依頼のスケジュール	3
4 情報提供依頼の手続き	3
5 対話の実施	6
6 情報提供依頼結果の公表	6
7 留意事項	6
8 問い合わせ先	7

第1 情報提供依頼の目的

四国中央市（以下、「本市」という。）では、プラスチック製容器包装を燃やすごみ、プラスチック使用製品廃棄物を燃やさないごみとして収集し、中間処理を行っています。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラ新法」という。）が施行され、プラスチックに関する分別回収の取組が加速化している状況にあり、本市でも今後、プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品廃棄物（以下、総称して「プラスチック資源」という。）の分別収集について検討を行う予定です。本依頼では、プラスチック資源の中間処理や再商品化に関して、民間事業者との連携の可能性を検討するための基礎情報を把握することを目的としています。

第2 情報提供依頼の条件

1 計画収集量（見込量）

プラスチック資源の計画収集量（見込量）は次のとおりを想定しています。

項目	内容
プラスチック製容器包装	643 t/年
プラスチック使用製品廃棄物	76 t/年
合計	719t/年

2 回収方法

プラスチック資源の回収方法は、「プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品廃棄物の一括回収」「プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品廃棄物の別々回収」のいずれかを想定しており、民間事業者の提案を踏まえ、検討します。

なお、一括回収、別々回収のいずれも袋回収を想定しています。

3 中間処理・再商品化場所

民間事業者の提案による。

4 想定する事業スキーム

本市が想定する事業スキームは次のとおりであり、民間事業者からの提案を踏まえ、検討します。

項目	内容
事業スキーム①	民間事業者で中間処理（選別・圧縮・保管）後、指定法人に委託し、再商品化を行う方法（指定法人ルート）。
事業スキーム②	主務大臣の認定を受け、再商品化計画に基づき、再商品化を行う方法（大臣認定ルート）。
事業スキーム③	その他、上記以外の方法で民間事業者が提案する方法（独自ルート、事業スキーム①②を併用する場合等）。

5 民間事業者までの運搬方法

本市には、現在、プラスチック資源の中間処理及び一時保管を行う施設は有していません。民間事業者への運搬のためにプラスチック資源を中継する施設が必要となる場合には、本市内に民間事業者又は自治体が設置する施設を利用することを想定していますが、民間事業者の提案を踏まえ、検討します。

第3 情報提供依頼の内容

1 情報提供依頼の対象事業者

情報提供依頼の対象事業者は、本事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人グループとし、次に掲げる要件を全て満たしている事業者とします。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。
- 5) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び地方税を滞納していないこと。

2 情報提供依頼の項目

本依頼では、参加事業者の提案する事業スキームについて次の項目を把握したいと考えています。参加事業者は次の項目についてご意見や考え等をご提案ください。

- 1) プラスチック資源の回収方法への対応可能性
- 2) 中間処理又は再商品化を実施する場所
- 3) 中継施設の必要性（必要機能等）
- 4) プラスチック資源の受入可能量
- 5) プラスチック資源の受入条件（荷姿、搬入条件、搬入方法等）
- 6) プラスチック資源の処理基準（処理できない廃棄物の種類、大きさ等）
- 7) プラスチック資源の受入開始可能時期
- 8) プラスチック資源の中間処理又は再商品化の工程及び再商品化手法
- 9) プラスチック資源の中間処理又は再商品化に要する費用（1 トンあたり税抜き金額）
- 10) 本市への要望
- 11) その他、提案内容

3 情報提供依頼のスケジュール

本依頼のスケジュールは次のとおりとします。

内容	日程
受付開始	令和7年10月31日（金）
質問の受付期限	令和7年11月7日（金）午後5時まで
質問に対する回答	令和7年11月14日（金）頃
参加申請書及び提案書の受付期限	令和7年11月28日（金）午後5時まで
対話の実施	令和7年12月15日（月）～17日（水）
情報提供依頼結果の公表	令和8年3月頃

4 情報提供依頼の手続き

(1) 質問の受付

ア 受付期限

令和7年11月7日（金）午後5時必着

イ 提出方法

質問書【様式第1号】に質問事項を記入の上、電子メールに添付し、問い合わせ先に提出してください。その際、電話により受理確認を行ってください。

(2) 質問に対する回答

ア 実施時期

令和7年11月14日（金）頃

イ 実施方法

質問書の回答は、企業名を除き本市ホームページに公表します。

(3) 参加申請書及び提案書の受付

ア 受付期間

令和 7 年 11 月 28 日（金）午後 5 時必着

イ 提出方法

参加申請書【様式第 2 号】及び提案書【任意様式】に必要事項を記入の上、電子メールに添付し、問い合わせ先に提出してください。その際、電話により受理確認を行ってください。

ウ 提出書類

参加申請書は次のとおりとする。

- 1) 参加申請書【様式第 2 号】
- 2) 提案書【任意様式】
- 3) 提案書を補足するための資料【任意様式】

エ 書類の作成方法

参加申請書の作成に当たっては、各様式に記載の指示に従い作成してください。また、提案書の作成は次に基づき作成してください。

- 1) 提案書の様式は任意としますが、実施要領に記載した依頼の項目毎に参加事業者が提案する内容を記載してください。
- 2) 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年 5 月 20 日法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は日本国通貨、時刻は日本標準時とします。
- 3) 提案書の頁数の指定はありません。提案書 A4 判又は A3 判（カラー）とし、図表等を用いて、わかりやすさに配慮して作成し、PDF に変換してください。
- 4) 提案書の文字フォントは指定しませんが、文字の大きさは 10pt 以上としてください。なお、項目見出し、図表内の文字等はこの限りではありません。
- 5) 個別項目毎の記載内容は次のとおりとしてください。

依頼項目	記載要領
プラスチック資源の回収方法への対応可能性	本市が実施するプラスチック資源の分別方法（一括回収又は別々回収）に関して参加事業者が再商品化等を行う上で望ましいと考える方法を記載し、「望ましい分別方法として選択した理由」について記載してください。

中間処理又は再商品化を実施する場所	参加事業者が中間処理又は再商品化を実施する場所について記載してください。該当する場所の詳細の記載は難しい場合には、都道府県名及び市区町村名としてください。
中継施設の必要性(必要機能等)	参加事業者において事業を実施する場合における「中継施設の必要性」について記載してください。また、中継施設が必要となる場合は「望ましい整備主体（自治体又は民間事業者）」「中継施設で必要となる機能」を記載してください。
プラスチック資源の受入可能量	参加事業者で受入可能なプラスチック資源の1年あたりの受入可能量（重量）を記載してください。
プラスチック資源の受入条件（荷姿、搬入条件、搬入方法等）	参加事業者が中間処理又は再商品化を実施する場所における受入条件として荷姿、搬入条件、搬入方法等の情報を記載してください。受入条件の項目（荷姿、搬入条件、搬入方法等）については、各参加事業者で個別に設定してください。
プラスチック資源の受入基準（受入できない廃棄物の種類、大きさ等）	参加事業者が中間処理又は再商品化を実施する場所における処理基準として処理できない廃棄物の種類、大きさ等の情報を記載してください。処理基準の項目（処理できない廃棄物の種類、大きさ等）については、各参加事業者で個別に設定してください。
プラスチック資源の受入開始可能時期	参加事業者が中間処理又は再商品化を実施する場所において本市からのプラスチック資源の受入が可能となる時期を記載してください。新たに施設を整備する場合は必要となる手続きや整備期間等を考慮した受入開始可能時期としてください。
プラスチック資源の中間処理又は再商品化の工程及び再商品化手法	参加事業者が想定する中間処理又は再商品化の工程及び再商品化手法を記載してください。工程についてはフロー図等を用いてわかりやすく記載してください。また、再商品化手法については、ペレット化等の本市からのプラスチック資源を活用して生成される資源化物の内容や用途を記載してください。ただし、本事業での再商品化手法は「燃料として利用される製品」を除きます。
プラスチック資源の中間処理又は再商品化に要する費用	参加事業者で必要となるプラスチック資源の中間処理又は再商品化に要する1tあたりの費用（税抜き）を記載してください。なお、中継施設が必要と回答した参加事業

	者においては、中継施設の整備・運営・維持管理の費用は除き、中継輸送からの費用としてください。
本市への要望	プラスチック資源の分別回収・商品化の実施に当たって本市への要望があればなんでも結構ですので記載してください。
その他、提案内容	上記以外において自由にご提案ください。

- 6) 必要に応じて、提案書を補足する資料を添付してください。その際、提案書内に「詳細は補足資料●参照」等わかるように記載してください。

5 対話の実施

ア 実施時期及び時間帯

令和7年12月15日（月）～17日（水）のいずれか。9時から17時までの範囲で1時間点程度を想定。

イ 実施方法

対話は対面式とし、参加申請書及び提案書を提出した者に対して、時間及び場所等の詳細を「対話の実施要領」として電子メールにて通知します。参加事業者は本市からの電子メールに返信を行い、受理連絡を行ってください。

6 情報提供依頼結果の公表

情報提供依頼の実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表せず、参加事業者のノウハウに配慮し、事前に参加事業者への内容の確認を行います。

7 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

情報提供依頼の参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。また、本依頼でいただいた意見や提案の内容について、事業化を保証するものではありません。

(2) 費用負担

本依頼の参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

本依頼終了後、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。

8 問い合わせ先

本依頼に関する問い合わせ先は次のとおりです。

担当課	: 四国中央市 市民部 生活環境課
	: 〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川四丁目 6 番 55 号
TEL	: 0896-28-6015
FAX	: 0896-28-6059
担当	: 真鍋、水田
電子メール	: kansei1@city.shikokuchuo.ehime.jp （課用電子メール）